

住民サービス水準の適正化について

ちょうどいいが いちばんいい
nagaizumi

令和 8 年 7 月 2 日

1 住民サービスとは

住民サービスとは、都道府県や市区町村などの自治体が、住民の生活を支え・向上させるために税金を使って提供する行政サービス全般を指す。

福祉、子育て支援、ごみ収集、公共施設の運営などが含まれ、具体的な住民サービスの内容は、概ね以下の分野に分けられる。

■福祉・医療・子育て

こども医療費、児童手当、保育施設の運営、各種予防接種など。

■生活環境・インフラ

ごみの収集・処理、上下水道の整備、道路や公園の整備、維持管理など。

■防災・防犯

消防や救急活動、防災無線の管理、防犯灯の設置など。

■教育・文化・スポーツ

小・中学校、図書館、文化センター、スポーツ施設の運営及び施設管理など。

■行政手続き

住民票や戸籍謄本の交付、各種証明書の交付など。

※近年では、DXの推進により、業務の効率化や住民の利便性が向上している

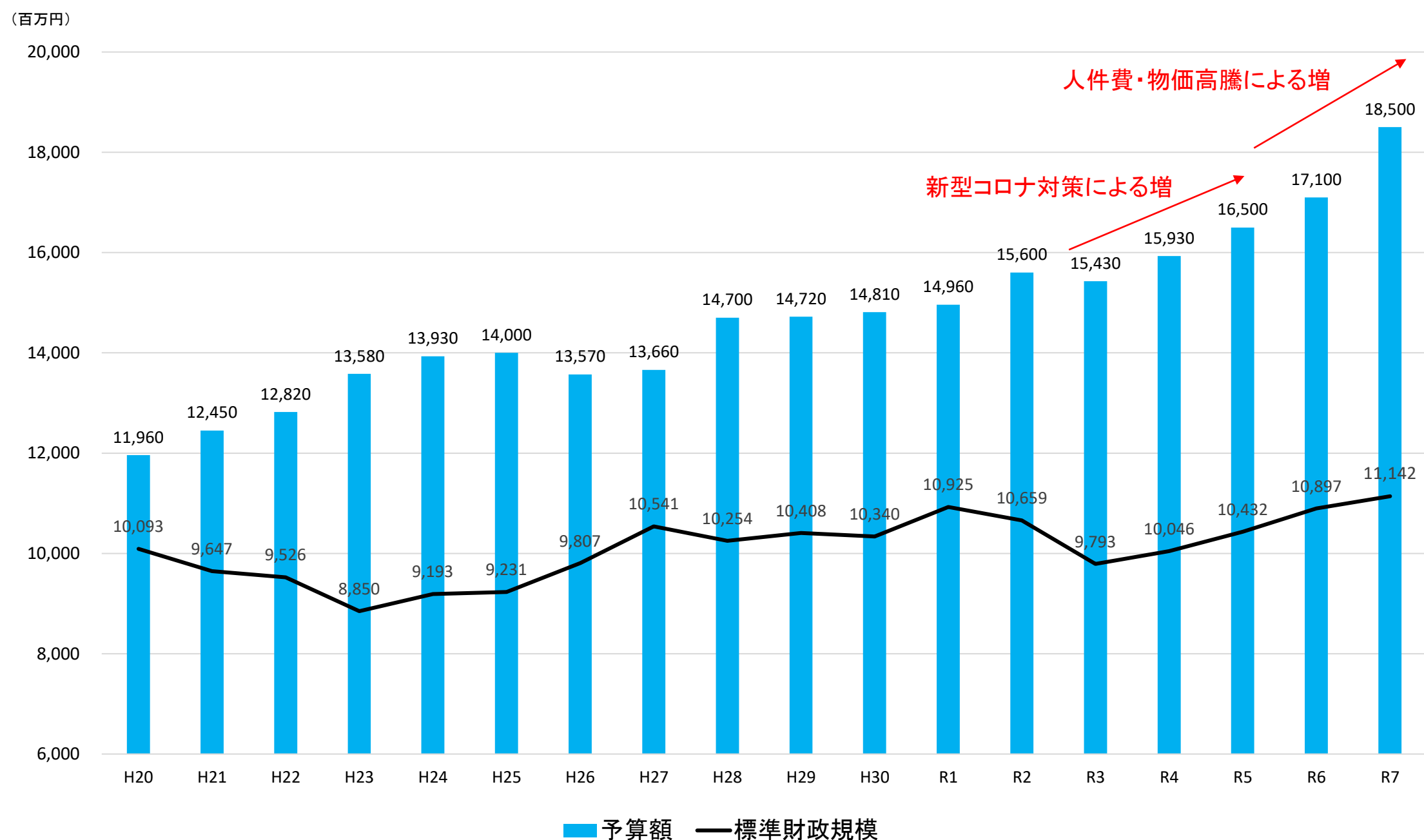
2 住民サービスの分類

住民サービスは、「法定受託事務」と「自治事務」に分けられる。

- 法定受託事務…法律や政令で規定されている事務で、自治体独自の判断で内容を変更することはできない
(例：戸籍・住民基本台帳事務、選挙の執行、生活保護等)
⇒ 法定受託事務は国の責任が強いため、自治体の財政力や判断によってサービスの質や支給内容が極端に低下・変動しないよう、どの自治体であっても同じ一定水準のサービスが受けられるように制度設計されている
- 自治事務…地域の特性に応じて、地方自治法に基づき、地域の住民ニーズや財政状況に合わせて条例を制定し、独自サービスを展開する
(例：ごみ収集、子育て支援、小中学校の運営、高齢者福祉等)
⇒ 自治体の特性や財政力等でサービスの水準が異なる

3 標準財政規模と当初予算規模の乖離

「子育て支援」をはじめとする独自の住民サービスの充実や、立地条件の良さ等から「住み心地が良い」との対外的評価をいただいているものの、年々、標準財政規模と当初予算の乖離は大きくなっており、これは町独自の住民サービスが拡大していることも要因の一つとなっている。



4 住民サービスの事例紹介

(別紙参照)

本日議論していただきたい事項

論点 1 住民サービスの水準について

- ・ 他市町と比較して過剰なサービスとなっていないか？
- ・ 費用対効果は十分に検証されているか？

論点 2 事業の制度設計について

- ・ 自己負担の有無、対象者（所得・年齢等） ・ 回数の設定等は適切か？
- ・ 時代に合った事業か？

論点 3 事業の必要性について

- ・ 住民ニーズと合致しているのか？
- ・ 行政が行うべき事業か？